

米国による関税措置への対応等について

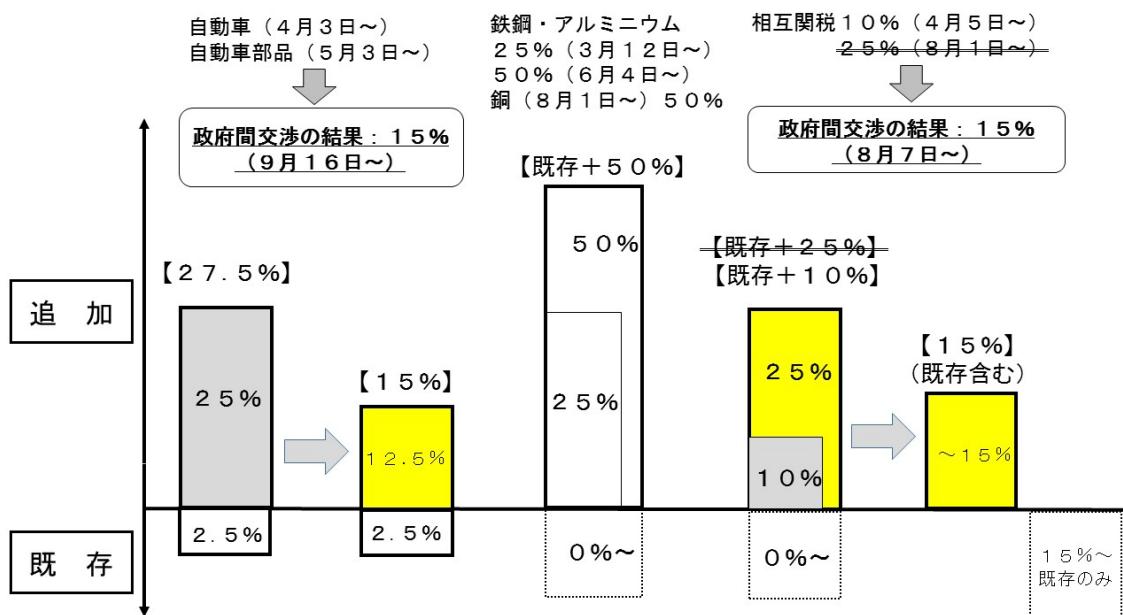
○ 関税措置の状況

関税率

区分	既存税率	追加関税	合計	適用開始
自動車	2.5%	25%	27.5%	4月3日～
		12.5%	15%	9月16日～
自動車部品	2.5%	25%	27.5%	5月3日～
		12.5%	15%	9月16日～
鉄鋼 アルミニウム	0%～	25%	既存+25%	3月12日～
		50%	既存+50%	6月4日～
銅(半製品・派生品)	0%～	50%	既存+50%	8月1日～
相互関税	0%～※	10%	既存+10%	4月5日～
		25%	既存+25%	8月1日～
		0～15%	15%	8月7日～

※相互関税は、既存税率が15%以上の品目には適用されない。

既存税率 < 15% ⇒ 15%、既存税率 > 15% ⇒ 既存税率



○関税措置への緊急対策（令和7年6月補正予算）

事 業	内 容
関税・物価高騰対策 緊急支援資金	<p>関税・物価高騰対策に向けた<u>超低利の新たな融資枠を新設</u></p> <p>《融資枠》 10億円</p> <p>《対象者》 米国の関税措置の影響を受けている 又は今後影響を受けることが見込まれる 中小企業者等</p> <p>《限度額》 1,500万円</p> <p>《保証料》 市全額負担</p> <p>《融資利率》 <u>5年以内 年1.3%</u> <u>5年超 年1.4%</u></p> <p>※参考 山口県経営安定資金 5年以内 年2.0% 5年超 年2.1%</p>
防府市経営安定資金 利子補給金交付事業	<p>山口県中小企業制度融資のうち、「経営安定資金」の融資を受けた<u>市内事業者への利子補給金</u></p> <p><u>利子補給率：年0.5%</u></p> <p>利子補給期間：対象資金の借入年数（10年以内）</p>
生産性向上緊急対策 事業補助金	<p>米国の関税措置や物価高騰等の対策として、<u>生産性向上に取り組む事業者を支援</u></p> <p>《対象者》 市内中小企業者等（農業者等を含む）</p> <p>《補助額》 <u>対象経費の3分の2【上限100万円】</u></p> <p>《対象事業》 設備等の市内事業所へ導入</p> <p>《対象経費》 機械装置・システム構築費等</p>